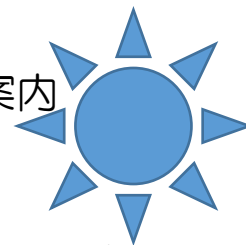


名古屋市民間保育所等保育士等奨学金返済支援事業のご案内



1 奨学金返済支援事業とは・・・

保育士養成施設卒業後奨学金を返済している保育士等に対して、返済金を支援する事業です。

2 補助の対象施設

名古屋市内の以下の施設

- ①保育所 ②認定こども園 ③小規模保育事業所等地域型保育事業

3 対象者の条件

以下の条件をすべて満たす人

- (1) 保育士又は保育教諭
- (2) 保育士養成施設を卒業し、1年以内に名古屋市内の保育施設等に勤務開始した人
- (3) 常勤職員として勤務している人
- (4) 就職してから起算して3年を経過していない人
ただし、同一法人かつ市内施設等における就業継続が必要
- (5) 平成28年度から平成30年度の間勤務を開始した人
- (6) この事業による交付を受けたことのない人

4 対象経費

保育士養成施設卒業に要した奨学金の返済金

※対象となる奨学金については裏面の別表参照

5 補助額

対象者1人当たり、上限年額120,000円

6 申請書類

- ①申請書兼返済計画書 ②奨学金の貸与を証明する書類
③保育士証の写し ④対象者本人の振込口座の写し

7 実績報告

9月末と3月末に下記の必要書類を提出。

- ①実績報告書 ②返済証明書 ③保育施設等に在籍していることがわかる書類

8 支払い

7の報告により半年ごとに返済金を確認し、11月と5月に分けて対象者本人に払い。

対象となる奨学金

名称等
地方公共団体が実施する奨学資金
生活福祉資金貸付制度における教育支援資金（教育支援費及び就学支度金）
地方公共団体の実施する母子父子福祉資金（修学資金及び就学支度資金）
地方公共団体の実施する育英資金
日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
指定保育士養成施設の実施する奨学金

よくある質問

No	質問	回答
1	常勤職員とはどういう職員ですか？	1日7時間以上、週35時間以上勤務している職員です。
2	奨学金の返済を毎月行っていますが、借入れが親名義になっています。対象になりますか？	保育士等本人の名義での借受けでないと対象になりません。
3	平成29年3月に卒業し、4月から勤務していましたが、平成30年6月より同一法人の別の保育施設に異動しました。対象者になりますか？	平成30年4月より対象となり、6月以降も同一法人内の異動であるため対象となります。
4	平成29年3月に卒業し、4月から勤務していましたが、平成30年4月より別法人の保育施設に転職しました。対象者になりますか？	養成施設を卒業し、1年以上経過して現在の法人に転職しており、この事業の補助対象者にはなりません。
5	平成30年3月に卒業し、4月から勤務していましたが、平成30年7月より別法人の保育施設に転職しました。対象者になりますか？	養成施設を卒業し、1年以内に現在の法人に転職しているため、7月より対象となります。ただし、以前にこの返済支援事業による補助を受けていないことが条件となります。